

令和7年度 臨時総会

議 案 書

令和8年1月27日（火）

我孫子市民プラザホール

公益社団法人

我孫子市シルバー人材センター

総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 定足数報告
4. 議事

議案第1号 公益社団法人我孫子市シルバー人材センター
会員会費規程の一部を改正する規程
の制定について

5. 閉会のことば

議案第1号

公益社団法人我孫子市シルバー人材センター会員会費規程の一部を改正する規程の制定について

公益社団法人我孫子市シルバー人材センター定款第7条第1項の規定に基づき、公益社団法人我孫子市シルバー人材センター会員会費規程の一部を改正する規程の制定について、総会の議決を求めます。

令和8年1月27日提出

公益社団法人
我孫子市シルバー人材センター
会 長 佐々木 學

提案理由

正会員及び特別会員の会費について、センター事業運営を継続するため、適正な額に改正することを提案するものです。

公益社団法人我孫子市シルバー人材センター会員会費規程の一部を改正する規程

公益社団法人我孫子市シルバー人材センター会員会費規程（平成23年3月28日総会議決）の一部を改正する規程を次のように制定する。

改正後	改正前
<p>(会費の額)</p> <p>第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 正会員及び特別会員の会費は、年額 3,600円とする。ただし、年度途中に入会した場合は、入会した月から当該年度末までの月数に 300円 を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>別表（第2条第1項第2号関係）</p>	<p>(会費の額)</p> <p>第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 正会員及び特別会員の会費は、年額 2,400円とする。ただし、年度途中に入会した場合は、入会した月から当該年度末までの月数に 200円 を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>別表（第2条第1項第2号関係）</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。